

法曹有識者の活動領域の拡大に関する 有識者懇談会（第1回） 議事録

第1 日 時 平成25年10月11日（金）自 午前10時00分
至 午前11時20分

第2 場 所 最高検察庁大会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 有識者委員の紹介
- 3 有識者懇談会の設置根拠及び運営について
- 4 有識者懇談会の検討体制について
- 5 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策について
- 6 法曹有資格者の活動領域の拡大について（意見交換）
- 7 今後の検討について
- 8 次回の予定，閉会

第4 出席委員等 大島座長，泉委員，岡野委員，田島委員

○**小川部長** それでは、予定の時刻となりましたので、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の第1回会議を始めさせていただきます。

法務省司法法制部長の小川でございます。この会議の進行は私が務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、資料などを御説明させていただくために、司法法制課長の松本を同席させております。

まず初めに、座長をお務めいただくことになりました、元WTO上級委員会委員、株式会社国際経済研究所理事長、東京大学大学院法学政治学研究科客員教授の大島正太郎座長を御紹介いたします。

○**大島座長** ただいま御紹介にあずかりました大島でございます。

私は、ちょっと簡単に紹介させていただきますと、外務省におりまして、その後、退官してからはWTOの上級委員会の委員というのをさせていただきました。これは、御存じない方は多いかと思えますけれども、世界貿易機関において、貿易紛争の裁判的な、司法的な解決のときの二審に当たるところでございます。そこで諸外国の法曹の方にいろいろ接する機会があったということで、何かお役に立てばと思ひまして、今回のお役目を拝受させていただきました。

よろしく願いします。

○**小川部長** ありがとうございます。

では、次に有識者委員の皆様のお紹介に移りたいと思います。

まず、明石市長の泉房穂委員です。

○**泉委員** こういう機会を得て、本当に感謝申し上げます。

私は明石市長ですが、弁護士であり、社会福祉士でもあります。その資格で、成年後見人や未成年後見人として、現在も4人のおばあちゃんの息子代わりや2人の子どもの父親代わりなども続けています。市長になる前は、刑務所の篤志面接委員として、刑務所内の受刑者の無料法律相談に取り組んでおり、受刑中に紛争解決するとか、知的障がい者の場合には、受刑中に療育手帳を取得するというようなこともしておりました。10年ほど前は国会議員をしており、そのときは、いわゆる司法改革国会において、法テラスの法案などを担当させていただいております。今は明石市長をしておりますが、昨年度、弁護士を5名、常勤の市役所職員として採用し、例えば自宅や枕元への訪問相談などに取り組んでいるところです。よろしく願いいたします。

○**小川部長** ありがとうございます。

次に、公益社団法人経済同友会常務理事の岡野貞彦委員です。

○**岡野委員** 岡野と申します。よろしく願いいたします。

私自身は法律家でもありませんし、法律の専門家では全くございませんが、簡単に経歴を申し上げますと、同友会の事務局に入りまして三十数年たちますが、当初は国際関係をやっておりました。日欧の経営者の交流会の事務局ですとか、今は有名になりましたが、ワールドエコノミックフォーラムとかダボス会議をやっておりました。80年代から90年代、日本側の取りまとめをさせていただいておりました。ビジネスの世界のですね。90年代にな

りまして、後ほど問題意識のところでも詳しくお話をいたしますが、同友会の基本的な取組は、経済構造改革と行政改革と政治改革と司法改革ということになります。90年代の中ごろ、オリックスの宮内会長が中心になって司法改革の必要性を訴えるような提言を書かせていただいて、その全体の四つの改革を進めることが日本の将来の基盤になるということを事務局の取りまとめとして、90年代から2000年代にかけて取り組ませていただいた経緯がありますものですから、今回こういった場にお呼びいただいたのではないかと理解をしています。

またよろしく願いいたします。

○小川部長 ありがとうございます。

次に、社会福祉法人南高愛隣会理事長の田島良昭委員です。

○田島委員 私は、40年近く障がい福祉の世界で、障がいを持つ人たちの幸せはということはずっと目指して活動してまいりました。特に私は、若いときに政治家を志した時期がありまして、国会議員の秘書として約10年、その仕事にかかわっておりました。法律や制度を整えるという時も、障がい福祉を考えるとときにも、哀れでかわいそうな人たちに何かしてあげるといような形でされているものが非常に多かった。そうではなく一人の人間としての権利を保障するという意味から福祉を進められないかというので、取り組んでまいりました。昭和55年以後の、我が国の障がい福祉の労働サイドから出ている雇用の問題、職業能力の開発、それからあと、福祉関係の法律整備には、ほとんどかかわりを持ってまいりました。

そういう中で、刑務所にたくさんの障がいを持った人たちがいるということ、10年ぐらい前に教えていただきまして、それから、罪を犯した障がい者、あるいは罪に問われた障がい者、高齢者についての問題に取り組んでまいりました。そこで、法曹三者の皆さんたちといろんな形での接触を持って、改めて驚いた。我々が全く今まで知らなかった世界ということを知らせていただきました。

昨年は、そういう関係で、法曹養成制度検討会議を1年間させていただいて、法曹界におけるいろんな問題点を改めて知り、そしてまた、緊急に解決しないと、特に私どもの福祉の世界では、法律で守られているという実感がないんですね。特に被害者になっている人たちも大変な数になってきています。もちろん加害者として騒がれている人たちもたくさんおられる。そういう中で、法曹三者の皆さんと一緒に、もっときめ細かな活動をしっかりやっていただければという願いを持っております。今回は、そういう面で、この委員をさせていただくということだと思えます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○小川部長 どうもありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず初めに、本日の配付資料の確認をさせていただきますとともに、この会議の設置根拠と運営などについて、法務省の方から説明するようにいたします。

○松本課長 御説明申し上げます。

本日、皆様のお手元に、事務局提出資料と泉委員御提出の資料の2点を席上にお配りしております。御確認ください。

続きまして、本会議の設置根拠及び運営などについて御説明申し上げます。

事務局提出資料の2ページをお開きください。下に通し番号を打っております。こちらが、

田島委員も委員をしておられました法曹養成検討会議の取りまとめの中の、法曹有資格者の活動領域の在り方についての取りまとめ部分でございますが、この取りまとめにおきましても、法曹有資格者の活動領域が広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的であるということが指摘されまして、活動領域のさらなる拡大を図るためには、有識者会議及び、その下に分野別の分科会を置くべきであるということが指摘されました。

7ページを御覧ください。そして、この検討会議を踏まえた法曹養成制度関係閣僚会議の決定、7ページがその決定でございますが、こちらにおきましても、中段の第2のところ記載されておりますように、法曹有資格者の活動領域については、各分野の有識者などで構成される有識者会議を設け、さらなる活動領域の拡大を図ることとされております。

さらに、17ページを御覧ください。これらを踏まえまして、この17ページにございますように、本年9月24日の法務大臣決定によりまして、法曹有資格者の活動領域についてさらなる拡大を図る方策等を検討するため、本会議が設置されたものでございます。本会議は、この決定により、法曹養成制度検討会議の取りまとめの内容を踏まえて検討を行うとともに、必要に応じて、内閣官房法曹養成制度改革推進室に対しまして、活動領域の拡大に向けた取組状況などを報告することとされております。

続きまして、当会議の運営について御説明いたします。19ページを御覧ください。こちらが本会議の法務大臣決定で定めました運営要領でございます。会議の公開につきましては4項で定められておりますが、本会議の議事は、冒頭申し上げましたように、原則として報道機関に公開することとされております。さらに、本会議の議事録及び配付資料につきましても、原則として法務省のウェブサイトにおきまして公開される予定でございます。

以上でございます。

○小川部長 運営に関する点で、事務局提出資料の19ページ、資料の6、御覧いただきますと、運営要領第3項において、「座長は、座長代理を指名する。」となっておりますので、これに従いまして、大島座長から座長代理の指名をお願いしたいと思います。

○大島座長 私としては、座長代理に田島委員を指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お引き受けいただけますでしょうか。

○田島委員 わかりました。

○大島座長 それでは、よろしく願いいたします。

○小川部長 ありがとうございます。

それでは続きまして、有識者懇談会における検討体制について御説明いたします。

○松本課長 御説明申し上げます。

事務局提出資料の2ページをもう一度御覧ください。先ほども申し上げましたが、この取りまとめの中では、有識者懇談会の下に分野別の分科会を設けまして、各分野における活動領域の拡大に向けた具体的な取組の実践状況や試行的取組の実践状況について、有識者懇談会の助言なども踏まえて分析・検討し、次の取組の実施・実践に役立てるべきであるという形で位置づけられております。すなわち、この有識者懇談会と、その下に設けられる分科会は、活動領域に関する抽象的な議論を行う場ではなくて、活動領域の拡大に向けた具体的な試行策を実施するとともに、その結果などを分析するという、まさに実践の場であると位置づけられております。

なお、取りまとめにおきましては、分科会で検討を行うべき分野といたしまして、企業、

国、地方自治体、福祉及び海外展開などが挙げられております。

これらの点を踏まえまして、配付資料では21ページから31ページになりますけれども、分科会といたしまして、国・自治体・福祉等という一つの分科会と、企業という分科会、さらに海外展開の分科会、この三つの分科会の設置決定の案を準備いたしました。これらの分科会では、有識者の委員及び関係機関、団体に参加をしていただきまして、それぞれの分野におきます試行策の実施と分析・検討を行うことを想定しております。

以上でございます。

○小川部長 大島座長、ただいま説明ありました分科会の設置については、いかがいたしましょうか。

○大島座長 私としては、今頂きました資料の7から9に定めてあります案に従って、まず、国・地方自治体・福祉等という分科会、企業に関する分科会、それに海外展開に関するものという分科会を設置していきたいと思っておりますし、それぞれの分科会の座長についてですけれども、まず、国・地方自治体・福祉等の分科会については田島委員にお願いしたいと思っております。また、企業の分野は岡野委員にお願いしたいと思っております。そして、海外展開については不肖私が座長を務めることとしてはいかがかと思っておりますので、これではよろしいでしょうか。

(一同了承)

ありがとうございます。

○小川部長 ありがとうございます。

それでは、次の議事に入りたいと思っております。

まずは、法務省から活動領域の拡大に関する試行案を御紹介いたします。

○松本課長 私から御説明申し上げます。

この懇談会あるいは分科会がまさに実践の場という位置づけでございますので、7月以降、法務省におきまして、日弁連と連携をいたしまして、考えられる執行案というものを準備いたしました。現時点のものは、日弁連と完全に調整が済んでいるものという位置づけではなくて、法務省案という形で御説明申し上げます。かつ、この案に限るという趣旨ではなくて、一つのベースにしたいという位置づけでございますので、よろしくお願いたします。

事務局配付資料の33ページ、資料10を御覧ください。

法務省におきましては、昨年度から日弁連と連携をいたしまして、いろいろ弁護士を派遣等するスキームを実践してまいりました。このようなところを足がかりに、一つ広げられないかなというふうに考えているところでございます。一つは、弁護士あるいは法テラスの常勤弁護士、これはスタッフ弁護士と呼ばれておるんですが、これを外部に積極的に派遣していくというスキームでございます。

一つは、地方自治体の職員として派遣するということを考えております。これも昨年度、被災地自治体に対しまして、これは福島県の相馬市とか浪江町、あるいは、宮城県の気仙沼市あるいは東松島市等にスタッフ弁護士を、さらに、岩手県の山田町とか宮城県の石巻市には一般の弁護士の先生を派遣しております。これは、総務省から復興関係の予算で、その弁護士の採用、給与、その辺は対応することができますので、自治体にも負担がかからないというスキームになっておりますが、この派遣を更に拡大していきたいと思っております。その方策として、昨年度も日弁連と連携をして、これらの自治体に回って採用等の調整を行ったところでございますが、10月から、これも日弁連等と連携をして、他の自治体等に働き

かけを実践していきたいと思っております。

さらに、活動領域の分野では、国あるいは自治体への法曹有資格者をもっと採用すべきじゃないのか、あるいは採用してほしいというような要望がこれまでも出されてきたところでございます。

国におきましては、例えば金融庁等におきましては、かなり弁護士の方々の任期付採用などが進んでいるというふうに承知しております。ただ、それが一般的になっているかといいますと、法律をつくるから弁護士が要るんだという感覚は、恐らく霞ヶ関の中ではなくて、それは法曹有資格者でない者でも十分に対応できている、あるいは逆に、そういう者の方がきちんと対応できるんだというような認識があるんじゃないかというふうに思っております。そういう中で、これまで弁護士の採用という形が進んでいなかったところに、まず弁護士を送り込んで、その弁護士が、平たく言いますと、使えるんだというところを体験してもらう、あるいは、そういう分野を弁護士の先生に経験してもらうというようなところを進めたいというふうに思っております。そういう意味で、言っているだけで、お願いするだけではあれですので、昨年度から初めて、我々の司法法制部におきまして、法テラスのスタッフ弁護士を、研修受入れをしております。

さらには、自治体という位置づけでは、伊豆市にお願いをしまして、これもスタッフ弁護士を受け入れていただいております。

この点につきまして、さらに、当省の矯正局、保護局に依頼をいたしまして、その研修受入れの了解を得ているところでございますが、その他の省庁、例えば復興に関係するような省庁等にも働きかけを行っていきたくと考えているところでございます。

さらに、伊豆市の研修ということで、いずれはこういう自治体でも弁護士の採用につなげたいという思いがあるんですけども、地方の自治体では単体で弁護士の先生を雇う経済的・予算的な手当がないんだというようなことを、伊豆市から、この試行を通じて聞いたりしたことを踏まえまして、単体の自治体ではなくて近隣の自治体も巻き込んで研修を受け入れてもらうというスキームを、この10月から開始しております。伊豆市と近隣の伊豆の国市、そして函南町、この3自治体にスタッフ弁護士が研修で赴いて業務をしているという状況でございます。このような取組を引き続き拡大していきたいと思っております。

さらに、福祉関係団体における研修といたしまして、これも昨年、田島委員が理事長を務めておられます社会福祉法人南高愛隣会にスタッフ弁護士を派遣し、さらに、滋賀県の社会福祉事業団にもスタッフ弁護士を研修派遣しております。福祉の分野といいますのは、田島委員からも冒頭に御挨拶の中でございましたが、いろいろ司法とリンクするところが、分野があると認識しておるんですが、なかなかそのマッチングというところが十分にできていないんじゃないのかという思いを、これまでの試行を通じても思っております。

そういう中で、南高愛隣会が厚労省からの予算を受けられて、罪を犯した知的障がい者あるいは知的障がいの疑いがある人たちについての刑事手続の入り口段階、起訴猶予になったり執行猶予になったりした人たちの社会復帰に向けた、福祉につながるプロジェクトというものを実行として実践しておられるところでございますが、その試行地であります島根県と、さらに和歌山県の社会福祉協議会等に対しましても、スタッフ弁護士等の研修受入れを、今依頼を行っているところでございます。このような取組を、スタッフ弁護士だけではなくて、一般の先生方も含める形で試行のスキームを充実してまいりたいと思っております。

います。

さらに、両面コピーの裏側、34ページを御覧ください。今度は、「アウトリーチによる法的需要発掘スキーム」と銘打っていますが、要は、弁護士の先生が事務所に座って、お客さんが、依頼者が来るのを待っているのではなくて、外に出向いて、埋もれている、あるいは気がつかれていない、あるいは御本人自身が法的問題だと気づいていないようなところについて掘り起こして、かつ、必要な法的な支援を行い、あるいは、他の支援が必要なところは、そこにつなげていくというような取組を実践したいと考えております。

この点につきましては、別紙1という形で、すぐ横の資料10、35ページを御覧ください。

これは、法テラスの東京事務所で今まさに試行として取り組んでいるところでございますが、従来、福祉等々、高齢者とか障がい者に対して必要な連携を図るとされておったんですが、その組織的な、かつ顔の見える連携体制というものがなかなか構築されておりませんでした。それを抽象的にイメージ図にしたものが「従来の支援・連携のイメージ」というところでございます。ただ、このような状態では高齢者等々の法的問題が気づかれずに終わってしまう、あるいは気づかれても適切なサポートが行えないというような実態が、これまでの法テラスのスタッフ弁護士の取組からも浮かび上がってきたところでございます。

そういう問題意識を踏まえまして、右の図にございますように、法テラス東京のスタッフ弁護士が中心となりまして、自治体とか、社会福祉協議会とか、民生委員とか、あるいは地域包括支援センター等々と、具体的に顔の見える連携体制を構築し、かつ、具体的に出向いて行って、出張って行って、その高齢者の方々等に対して接触をして、法的問題等々を見いだし必要な支援をする。あるいは、それが福祉的なケアであれば、顔の見える関係を構築した適切などころにつなぐと。このような取組を東京だけではなくて広げることによって、こういう福祉的な分野における法的需要の発掘、あるいは制度的な対応の在り方というところについて検討したいというふうに考えております。

さらに、このポンチ絵の1枚またおめぐりください。37ページ、「伊豆版 司法ソーシャルワーク等 スキーム」と書いてありますが、先ほど申し上げましたように、伊豆市にはスタッフ弁護士を研修で受け入れていただいております。さらに、法テラスの沼津にもスタッフ弁護士が所属しております。そういう意味で、先ほど東京事務所が実践している取組について、伊豆でも同じような取組が実践できないかということ伊豆市と協議をいたしまして、一つは、赤い円で描いておりますように、研修の弁護士と法テラス沼津のスタッフ弁護士が小学校・中学校等に出向いて、出前授業ということを積極的に実践していきたいというふうに考えております。さらには、伊豆市内には、高齢者施設、障がい者施設等々、かなり施設がございますが、そこにも定期的に出向いて行って、主としてそこに入所しておられる方々の法的課題・問題等について聞き取り、かつ、必要な手当を行うというような取組を実践したいと考えているところでございます。

以上がアウトリーチ型のスキームでございます。

申し訳ありませんが、34ページにもう一度お戻りください。

続きまして、3の「新たな領域等への積極展開スキーム」について御説明申し上げます。これは二つございます。一つは国際関係で、一つは企業関係でございます。

申し訳ございません、またポンチ絵に移っていただきたいんですが、配付資料の39ペー

ジを御覧ください。司法法制部では、昨年度から日弁連と協議をいたしまして、来年度予算の予算要求といたしまして、このペーパーの右側に書いておりますように、法曹有資格者5名を2年間、東南アジア等の国に対して派遣をするという予算要求をしております。対象国といたしましては、例えばインドネシアとかタイとか、そのような国を挙げているところでございますが、その問題意識といたしまして、中小企業等が海外に展開するに当たりまして、必ずしも現地の法的リスクとか、あるいは、そもそもその経済活動等を行うに当たっての法体系、あるいは運用の実態等が、なかなか分かりづらい状況にあるというような課題が指摘されてきたところでございます。そういう点につきまして日本の渉外事務所も、海外に支店というんですか、事務所を設けられて、そういうところについての情報を集めておられるというふうに承知しておるんですが、日本の企業が海外展開するに当たりまして、それを国の施策としてサポートするという意味で、弁護士を含む法曹有資格者をいわゆる人的インフラという形で位置づけて、国として支援できないかということを考えておるところでございます。これは予算がついたらという前提でございますが、この派遣を通じて必要な情報を収集するとともに、その海外展開等についての課題とか方向性について具体的な検討をしたいというふうに考えているところでございます。

1枚おめくりいただきまして41ページは、これも平成24年11月に、日弁連、あるいは外務省、あるいは大手の渉外事務所の方々等と連携をいたしまして、海外展開総合支援協議会というものを立ち上げて、先ほど予算要求の内容で申し上げたような点について、継続して議論してきているところでございます。この懇談会あるいは分科会の、特に国際関係の分科会の取組状況につきましては、この協議会とも必要な連携を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

さらに、資料の43ページを御覧ください。こちらが企業関係の今考えている計画でございます。

企業に法曹有資格者が採用される形態といたしましては、ベテランの能力のある先生が途中でヘッドハンティング的に企業に引き抜かれるというケースがあるかと思いますが、この辺は多分ほうっておいても、そういうマッチングというのは基本的にできているのではないかと考えておりますが、左の方にあります総合職という形で入っていく、あるいは、総合職じゃなくとも企業に法務的な専門家という形で採用するという取組が、なかなかうまく進んでいないというような実態にあるのではないかと考えております。

その点につきまして、単に司法試験に受かって司法修習を終えているからだけではなくて、やはり早い段階から企業が求める知識・能力というものを身につけさせることができないかということで、日弁連と協議をいたしまして、法科大学院の段階から、これはいきなりは無理ですので、モデル校を指定いたしまして、日弁連の全面的なバックアップの下に、企業法、企業内の弁護士の育成というようなプログラムを含む、ロースクールでは展開・先端科目という幅広い、いろいろ最先端の講座・講義が設けられておるんですが、その点について力を入れていきたいというふうに考えております。さらに、このような講座・講義を修了した者につきましては、日弁連がその修了者のリストを集約して、後で御説明いたします企業とのマッチングに活用できればというふうに考えておるところでございます。

このマッチングといたしましては、日弁連におかれまして、下段の囲みにございます、ひまわりキャリアサポートオフィスというものを立ち上げることを予定されていると聞いてお

りまして、こちらがより積極的に、企業が求める人材と、その具体的な個々の法曹有資格者の引き合わせ等を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

法務省が現在考えております試行の案というのは以上でございます。

つけ足しになりますが、自治体の派遣ということで伊豆市等の御紹介をいたしました、泉委員がいらっしゃいますので、可能であれば、明石市でも研修の受入れとか、あるいは、既に明石市は弁護士の先生を採用されているというふうに聞いておりますが、そこでの培った経験を、例えばスタッフ弁護士に、その任期が明けた後に転換していただいて、また、その知識を例えば福祉分野に生かすとか、そういうような取組をできればと考えておりますので、また分科会等で是非議論をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○大島座長 大変詳しい御説明、ありがとうございました。

こういう法務省におけるいろいろな作業、これを踏まえて、私どもの分科会、それぞれの分科会でさらなる検討を加えていって、その過程で、今既に動いている企画については、それもしかるべく実施していくのがよろしいのではないかと思います。そういうことで御了解いただければと思います。いかがでしょう。

(一同了承)

それでは、そういうふうにさせていただきたいと思ひます。

○小川部長 ありがとうございます。

それでは、ここからは委員の皆様方から、法曹有資格者の活動領域の拡大についてのお考えなどをお話しいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○大島座長 初めてこういう場で自由に意見交換を、行わせていただくということでございますが、私の考えとしましては、今拝見しますところ、明石市の泉市長、いろいろ資料も用意していらっしゃいますので、まず、市長の方から御説明いただき、その分野の話を承り、例えば田島委員からも承り、その後、もし、別に拘束するつもりはございませんけれども、企業の方の分野についてのお考えを岡野委員から承り、最後に私の方から、海外展開のところ、私の考えるところを加えると、こんな形で進めさせていただきたいと思ひますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、まず泉市長、お願ひできますでしょうか。

○泉委員 すみません。それでは若輩ながら御指名ですので、少し意見などを申し述べたいと思ひます。よろしくお願ひします。まず、今の法務省の御説明についてですが、何の異論もありません。大賛成です。段階としては、検討段階ではなく、行動段階に入ったと思ひますので、できることから速やかに実施につなげていくということが最大のポイントだと認識している次第です。

それでは、資料を用意させていただいておりますので、資料に沿って、意見を述べさせていただきます。まず、基本姿勢として重要なのは、第1の1として書いてありますが、社会のニーズに応えるということであり、その社会のニーズにしっかり即した法曹有資格者の活動領域の拡大であると思ひます。例えば、日本社会のグローバル化であるとか、企業や自治体のコンプライアンスであるとか、様々な社会的ニーズがありますので、そこにズレがあるのであれば、それに即して対応していく必要があると思ひます。

その際重要なのが、発想の転換で、第1の2に「弁護士目線の職域拡大的発想から、国民目線の権利保障的発想へ」と書かせていただいておりますが、法曹有資格者の方からものを見るのではなく、あくまでも国民・市民の立場からものを見るという、当たり前のことではあります。そこが重要だと思っております。

この点、明石市でも弁護士を採用しておりますが、私としては、市民の顧問弁護士のイメージでおります。明石市の場合、人口30万人で、弁護士の人件費は1人当たり700万円程度ですので、市民1人に換算しますと月2円程度となります。通常、企業などが顧問弁護士を頼みますと、月5万円、年間60万円程度が必要となりますが、地方自治体が採用した場合、市民が月2円で、困ったときに相談できる体制がとれるわけです。実際に明石市の場合には、お電話1本で、市役所に出向きにくい方につきましては自宅や病院の枕元に弁護士が赴いております。市民の方から「そこまでしてもらえますか」と聞かれることもありますが、私はこうしております、「いえいえ、皆さんが雇っている弁護士です」と。「市民の皆さんが月2円で雇っている弁護士ですから、市役所に来られない場合には行くのが当たり前です」とお答えしています。

これは、明石市だけのテーマではなく、全国津々浦々、どこでも同じだと思っております。そういう意味におきまして、1,700程度の自治体があるのであれば、少なくとも各自治体に最低1人の弁護士は当然に位置づくと思っておりますし、できれば複数の方が望ましいとも考えておりますので、1,700掛ける2の3,400人ぐらいは、地方自治体にも十分位置づくのではないかとの問題意識を強く持っております。

続いて、第2に移りますが、法曹有資格者の活動領域の拡大に際して重要だと思うキーワードとして、私は、専門性、社会性、透明性という、3つのキーワードを強く意識しております。

まず、専門性の向上については、弁護士としての質の担保、より高度な専門性の習得、より幅広い知識の習得なども必要だと考えております。例えば運転免許の場合であっても、一回免許を取ったからといって、一生車を運転できるわけではありません。法改正もなされ、交通法規も変わりますので、更新が必要という形になっています。弁護士の場合には、一回通ったら一生物ということではありますが、果たしてそれで本当に質の担保ができるのかというような問題意識も持っております。

また、より高度な専門性についてですが、例えばお医者さんの場合でも、全てのお医者さんが全てのジャンルに対応しているわけではなく、難しいバイパス手術であれば、専門の外科医が対応しています。弁護士だからというだけで、高度なことについても全てのジャンルに対応できるというのは難しく、より高度な分野については、より高い専門性を目指していくべきではないかとも思っています。

そして、もう一つは関連領域の知識についてです。例えば被害者や被災者の支援の場合に、よかれと思って弁護士が行っても、心のケアへの配慮がないと、かえって二次被害を与えてしまう面もあります。そういった場面では、心のケアという部分との連携、心理職との連携が不可欠だと考えておりますし、例えば成年後見や虐待防止の場面では、福祉との連携なしにしてはトータルな支援は難しいとも思います。より幅広い横の広がりとしての専門性の習得も必要だと考えております。

次に、社会性の向上についてですが、これまでは裁判所中心主義的な狭い発想で、裁判所

で活躍できる人材の養成という部分に偏っていたように思いますが、実社会は動いております。国際化や企業のいろんなニーズにも応えていけるように、いろんな場面で活躍できる法曹養成という観点から、よりいろんな形での交流や連携を探っていてはどうかと考えております。

そして、3つ目の透明性の向上についてですが、よく弁護士は高いと言われます。高いには2つの高いがあって、敷居が高いと、お金が高いと言われます。でも実際は、そんなに敷居が高いわけでも、そんなにお金が高いわけでもありません。問題は、国民から見えにくいことにあると思います。透明性が重要で、身近に弁護士がいて、その手続や費用の部分についても、よく見えてくれば、活動領域も広がっていくと考えております。

そういった点もふまえ、第3として、5つばかり要望を書かせていただいております。

まず、1つ目の関係機関との連携ですが、福祉専門職団体などに分科会のオブザーバーにお越しいただくなど、より幅広い横の連携を探っていただきたいというのが1点目。

2つ目は、法テラスの積極活用です。法テラスについては大変期待をしております。法テラスの場合には、お金の透明性などもあり、市民の信頼・安心感もあります。地方自治体と連携した司法ソーシャルワークの試行的実施も含め、是非積極的な活用をお願いしたいと思っております。この点については、法務省の予算が関係してきますが、諸外国に比べると寂しい限りで、かつて私が国会議員のときに調べた時点では、法律扶助的な予算がイギリスの80分の1程度だったと記憶しております。それでは社会のニーズには応えられないと思いますので、是非とも予算につきましても、財務大臣なり財務省の方によくよく御理解を賜れるように、努力いただければと思っております。

3つ目の日弁連の意識改革であります。弁護士業界も大きく様変わりしている時代だと思っております。もうまさに行動段階に入りましたので、日弁連挙げて、こういった行動段階に見合うだけの体制強化をお願いしたいと思っております。

4つ目は、法曹有資格者のネットワーク化です。これまでは法曹三者という言い方をされてまいりましたが、最近では、弁護士登録をせずに活躍している方も数多くおられます。企業内においてもそうですし、市長の場合でも、弁護士から市長になった後、ほとんどの市長は弁護士登録を外しております。私自身は弁護士の登録を続けていますが、弁護士の登録をしていなくても、実社会で活躍している法曹はたくさんおりますので、そういった方々の声もしっかり踏まえながら、法曹有資格者のテーマについて議論を賜りたいと思っております。

最後に、実態調査の実施のお願いです。その際には、採用人数といった単なる数字だけではなく、どういった部署で頑張っているのか、頑張る際にどういった課題があるのかというあたりについても、取りまとめを是非お願いしたいと思っております。

少し長くなりましたが、よろしく願いいたします。

○大島座長 どうもありがとうございました。

それでは、もし今のお話に、コメントがあればもちろんそれも歓迎でございますし、それも踏まえつつ、田島委員にお考えを承りたいと思っております。

○田島委員 今、明石市の泉市長からの確かな御指摘いただきまして、本当にありがとうございます。こうやってきちっとまとめていただくと大変ありがたいです。

こういう議論をするときに、今まで、漠然とした形でやっていたと思っております。特に昨年、法曹養成制度検討会議に入って一番驚いたことは、当初に大きく掲げられた目標であった法

曹有資格者の活動領域の拡大というのは、相当期待されたところだったと思うんですけども、どうもほかの分野に比べると、実践のための努力が少なかったんだと思います。それが故に大混乱が起こってきているというような気がします。法曹有資格者がどんどん増えていくのに、それに見合うだけの領域拡大が伴わなかった。そこでいろんなひずみが出てきて、法曹の仕組み全体とか、あるいは養成の仕組み全体が信頼をなくしていったというような気がします。そういう面で、この活動領域の拡大というのは非常に急ぐことでもあり、即実践して、しかも、これが十分に充実しないと法曹の制度自体が、さらに大きな問題が出てくるのではないかと思います。

ここの活動領域拡大となると、すぐ弁護士さんたちのうんぬんというところだけに非常に重点が置かれ、弁護士が仕事がないから、だからこういう拡大しなくちゃいけないんじゃないかというような意見さえあるぐらいなんです。

そうじゃなくて、実は私が障がいを持った子たちと、この40年やってきた中で、すごく足りないなと思っているのは、実は検察官とか、取調べをしていただく人たちのところですよ。残業に残業を重ねて、大変な過重な仕事をしておられています。ですから、障がいを持った人たちが、自分の被害にあったことでも、いろいろ伝えることができないし、聞いていただけない。そんな時間がないもんですから、十分な時間を取って、なかなか調べていただけないのです。それから、裁判所のところも、裁判官の方はとてもまたまた忙しいんじゃないのかと思うことが多いのです。それで、深くそういう被疑者や被告人の人たちの話を聞いていただく時間的余裕もないくらい働いておられる人が多いのです。実は裁判官とか検察官とかと言われる人たちのところも、少数で大変な労働をしておられるというのは、これは実感として、我々が障がいを持った人たちや高齢者の人たちのところを守る中で、すごく感じていたところですよ。もちろん、そこには弁護士さんたちも不足しておりました。

そういう意味では、この領域拡大を考えるとときには、法曹三者、泉市長の話では四者というお話になっていますが、せめて今現に大きく取り組んでいただいている人たちのところを、全体的にきちっと見直すという視点が一つ必要ではないか。全体的に、一体本当に我が国の司法は有効に機能しているんでしょうかという視点が大切だと思います。

例えば裁判所でも、我が国の裁判、非常に長引くと。だから、刑事も民事も含めて、非常に長く長くかかってしまって、もう何か最初の論点みたいなものは最後の判決がおきたときには忘れられてしまっているというぐらい。長くかかると言われるのは何ですかというと、一つは人手不足といいますか、裁判官の数が足りないのではないかと。実際足りないというような思いをしています。

そういう中で、特に今回、法曹養成の仕組みが変わったことによって、司法試験合格者はどーんと増えた。増えたけれども、その中で領域の拡大ができていませんから、そこで非常にひずみが出てきているのではないかと。そういう意味では是非、弁護士さんだけでなく、その他も含めて検討いただきたいということです。

それから、特に今問題の弁護士さんたちのところを考えると、私どもは、40年福祉の活動してみて、一番つらい思いをしたのは、障がいを持った人たちや高齢者もそうなんですけれども、膨大な数の被害者が出ています。特に今、問題なのは女子刑務所です。このごろ女子刑務所の検討委員会をやっていて、全国の女子刑務所を全部歩いているんですけども、覚せい剤の事例で入っておられる方は非常に多いんです。30%を各刑務所で全部

超えています、覚せい剤の事例の人たちのところを見ますと、80%とか90%近くの人たちが、誰かの犠牲になっている。最初、被害者なんですね。被害者になっているのが、いつの間にか加害者になってきているという、覚せい剤事例では非常に多いんだと思います。

私は知的障がいのところをずっとやってきたんですけども、女性が、知的障がいを持った人たちが社会に出ていくと人にうまく利用されて、犠牲になっていっている人が沢山います。今、性風俗関係のところに従事している者の中には、大変な数の知的障がいの人たちがいます、女性の場合は、後ろに暴力団とか、組織犯罪者がついている場合が多いのです。私自身も、ある暴力組織と10年間、そういう戦いをしてきました。救出作戦をやるときに、どうしても戦いになるんです。私の家内もやくざから随分脅されて、つらい思いをしたこともありましたけれども、実際、私たちの福祉の現場では、まさに素手で戦っているんです。素手というのは、法律とかそういう何かの武器になるようなものさえなく、ただただこの子を救いたいというんで、みんな身を挺してやっているという例もたくさんあるんです。現にやってきました。その中で本当に、いろいろ警察とか司法関係の皆さんのお力添えで我々は乗り切ってきましたけれども、今なおそういうことに恵まれない障がい者というのは、特に女性のところでは、非常に大きな犠牲を払っているところもあるわけであります。

そこは、もう今日すぐでも必要な手だてなんですけれども、そこに実際かかわっていただく法曹三者の人が非常に少ないのです。こういうのは特に、被害に遭った人たちの問題も非常に大きいわけです。今、私どもが取り組んでいる、罪を犯した方、あるいは罪に問われた方のところも、実は障がい者・高齢者、特に高齢者の認知症の人たちが、今刑務所の中にも増えていっているんです。そういうところに、何でそういう状況が起こるのかって考えてみると、法曹三者の皆さんたちのお力添えが非常にまだ少ないんだと思うんです。ですから、累犯障がい者と言われて、何度も刑務所に入出入りを繰り返している人も多くいます。

例えば1か月ぐらい前も、私が受け入れた人がまた罪を犯したというんで、4年8か月目で逮捕されているんです。コンビニから688円分のおにぎりを盗んで、4年8か月ぶりにやっているんです。あと4か月ぐらい、過ぎていけば5年経ちますから累犯者とはみなされなかったのでしょうけど、それで累犯は2年8か月の実刑ですね。何で688円相当のおにぎりを盗んだのかということも聞いたら、本当にもう何か涙の出るような話なんです。3日、4日ぐらいは水を飲んでも我慢できる。だけど、どうしても5日目ぐらいになると、もう思わず手が出て、そして盗んで食べざるを得ない。そういう障がいを持った人たちは実はたくさんおられる。そういう人たちが、逮捕されたらいとも無造作に、2年8か月の懲役なんですね。こういうのは、本当にこれでいいんだろうかという思いがいたします。

そこは今、法務省とか、あるいは最高検察庁も含めて、皆さんいろいろ改革の取組をお願いしていて、日弁連も積極的に参画していただいて、そういう検討会や、勉強会もさせていただいていますけれども、そうやって実はニーズは非常に多い。非常に多いのに、そこに的確に結びつける仕組みができていないんじゃないか。これは各省庁の縦割りみたいなものが非常に強くて、それで、そこでうまく連携ができていないということと、一つは、そこに関する財源の配分の仕方がおかしい場合があります。例えば医療の場合は、医療保険というような形で、病気になった人が誰でも病院にかかれるようになってまいりました。だけど、今の司法の恵みみたいなものは、やっぱりお金がないとか、そういういろんな仕組みがうまくいっていないものですから、財源が、うまく振り分けがいていないんじゃないかと思いま

す。そういうことで、なかなかマッチングしないといいますが、ミスマッチみたいなのがすごく多くて、ニーズに対して応えられないというのが今の実情ではないかと思えます。

ここは、法の下に全ての人が平等で、安心して生活できる社会をとということに考えますと、是非皆様のお力で、知恵を出していただいて、しっかりつないでいく方法を見つけられればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大島座長 ありがとうございます。

いろいろな話を承りましたが、コメント等ございましたらどうぞご発言頂きたいと思えますがいかがでしょうか。

○泉委員 では、せっかくですので。

今の田島委員の御発言に基本的に同感で、同じ思いをしています。ポイントは、刑事手続と福祉がうまくつながっていないところにあり、そこが最大の問題だろうと、そう思っています。

弁護士にしても、裁判官、検察官にしても、福祉のことを勉強する機会もそうありませんので、知的障がいの方について、それほど知識もありません。そういった中で、刑事手続ののってしまうと、なかなか止まらず、100円のおにぎりを盗って、2年刑務所に入ることになり、それを一生繰り返す続けるというようなことになってしまっています。でも、そういった場合に大切なことは、より早い段階で福祉につなぐことだと思います。刑務所を出るときについても、諸外国では、福祉的なところが受け持って地域での社会復帰につないでいますが、日本の場合には、福祉的な支援が限られています。

これまでは、法は家庭に入らずの発想で済んでいたのかもしれませんが、今の時代はそれでは不十分で、児童虐待にしても、DVにしても、ストーカーにしても、法的な対応が早い段階から必要となってきています。法律分野と福祉分野との連携は、今や社会的なニーズとなっており、先ほどの御発言についても、法律分野と福祉分野の連携というテーマの一つとして受けとめています。

○大島座長 どうもありがとうございました。

岡野委員、いかがでしょうか。

○岡野委員 私の方から企業活動絡みの問題意識を多少お話しさせていただきますが、冒頭にお話ししましたように、私は法律の専門家ではありませんが、経済同友会という事務局に長いことおりまして、そういった観点からの問題意識を少しお話しさせていただければというふうに思います。

先ほどもちょっとお話ししましたが、同友会では、社会の動きとともに企業活動がどうなるかということのを常に考えているわけですけれども、皆さん御承知のように、80年代から90年代にかけて社会のありよう、世界のありようが大きく変わりました。その中で、同友会としても国際的な企業経営者との集まりの意見交換を大分やってきました、私もアジェンダセッティングとかに大分かかわりましたが、諸外国のアジェンダセッティングと日本のアジェンダセッティングでは、やや違いが出てきたのが90年代ぐらいだったかと思えます。

それは、一つは、グローバリゼーションの流れに日本はなかなか乗り切っていなかったということ。今でも乗っているのかどうかかわからない部分、多少ありますけれども。

それからあと、日本が成熟化社会を本格的に迎えてしまって、少子高齢化が目の前に迫ってきたと。80年代までは御承知のように右肩上がりですから、多少の再配分の違いがあっ

でも、皆さん豊かになってきたわけですね。ところが、成熟社会になりますと、配分できる新しい付加価値というのは減ってきているわけですから、たくさん配分を受けると、そうでない人も出てきたりとかする。配分をどうやるかというのが難しくなっている。

そういう中で多分求められてきたのが、その配分を決める人たちの改革、すなわち行政改革であったり政治改革であったり、それから経済の構造改革であったり、その中で司法改革というのが出てきたのだというのが私どもの認識になっています。特に経済の構造改革をやっていく上で、資源の配分を事前に政治や行政がアレンジする領域というのはどんどん小さくなっていくだろうと。マーケットに委ねていく仕組みがどうしても大きくなっていってしまうということで、市場中心の社会をつくっていかうという議論が90年代から盛んになっていくわけです。

私どもも、その意味では、同友会はほかの団体よりも一歩も二歩も先の発言をしてきたのかもしれませんが、ただ、それだけでは社会の安定が得られないので、事前のアレンジされた、事前の規制の社会から事後のチェックの仕組みをつくっていきましょうと。事後に様々なチェックをしっかりとやっていかないと、悪いことをした人がもうかたり、努力してきた人が損をしたりする世界になってしまうのはよくないのではないかと。したがって、事後チェック型の社会をつくるために司法の役割は非常に大きいし、社会のインフラとして司法の機能はもっと機能を高めていく必要があるのではないかと。そこに司法改革の根本を求めたのが同友会の90年代中ごろの議論だったはずで、それが司法改革の一つのスタートの議論の、経済界からの提言になったということで、御評価も頂いていたという事実があったのではないかと思います。

それで動き出した司法改革なのですけれども、多分、制度というのはお互いに制度補完性があって、一つだけ動かしただけでは期待される成果ってなかなか生まれてこなくて、いろんな制度改革、規制改革を今進めたり、経済構造改革も進んでいますが、司法改革も同じように制度全体がうまく動いていなかった部分もあって、チェック型の社会をつくる中で、まだまだ不十分な部分があったのではないかと。その一つが法曹資格制度の中での領域の拡大の一つであったのではないかと。

例えばなのですけれども、企業が人を採用するときには、人ですから、これは法曹資格者だけでなく、企業が期待するやっぱり人材像というのは当然あるわけです。それに、一般的にいうと、学校教育が対応してくれてくるのかというのが教育改革の一つの今課題になっているわけですが、司法の専門家を採用するとき、司法の専門家を育成している機関の人たちが企業のニーズを理解してくださっているのかという問題は、一つ入り口として間違いなくあるはずで、今後議論していく中で、そういった観点はやっぱり一つ必要になっていくのではないかと。具体的に言えば、ロースクールのカリキュラムですとか、在り方ですとか、ロースクールで求めている卒業生の、各ロースクールの人材像と企業が求めているもののマッチングってうまくいっているのだろうか。

そういう意味じゃ、企業のニーズは何なのかということも当然必要なのかもしれませんが、今度、企業側は、採用するそういう資格を持った人を特別視してこなかったのかどうか。例えば、資格を取って出てきた人は、法務部に入ればいいと。法務だけの仕事をしてくださいと。ある企業で私も聞いている話ですが、法務部に入ったために、法務の仕事はいろんなところでやらせていただくのだけれども、本人は、実は経営企画の根本をやってみたいとか、

もっと製品開発に行ってみたくとか、いろんな人がいるわけです。企業のサイドとしては、採用した人を、法曹資格者を特別視してこなかったのかという観点での議論も私は必要なのではないかと考えていますし、入った本人もどう思っていたのかという問題も当然あるはずですね。

そういった教育機関の問題と、育成する、それから育成されたというか本人の問題、意識の問題、それから受け入れる企業の問題、それから、その受け入れた人たちが活躍するような社会の環境が、これは企業だけじゃなくて、今、田島先生とか泉先生もおっしゃったような、様々な社会の中での領域、企業も社会のシステムの一員ですので、別に企業だけ特別なものではありませんから、そういった観点から、社会はどういうふうにならざるを得ないのかという。制度は補完性があるので、全体のやっぱり補完性を見ていかないと、一部だけを直してみたところで、余り全体の成果はとれないのかなど。

それから、そういう意味でいうと、一つ今社会では、政府も「2020・30」という、2020年に30%女性が、あらゆる分野で活躍する社会を実現するという目標を掲げている。そういう社会の全体の流れの中で、こういう法曹資格を持った方々が女性の活用をどうやっていくのかということも、企業なんかでは比較的できやすいところかもしれませんが、考えていく必要、これもニーズがあるかもしれません。

あともう一つは、単純にニーズだけでなく、企業ですから、やっぱり10年先、20年先を見据えたときに、この国の社会、国際社会の中で日本がどうなっていくかを考えつつ、法曹資格者がどういう分野で活躍していただくかということも、先も見ながら考えないといけませんでしょう。今のニーズだけを見るだけではなくて、やっぱりちょっと先のニーズも、この際なので、できれば検討を皆さんとしていただければ、意味がある会合になるのではないかとこのように思っています。

そういう意味では、同友会だけではなく、ほかの経済団体にも御協力を頂きながら、企業の実態の調査ですとか、将来展望の調査ですとか、様々な調査、先ほど泉先生もおっしゃいましたけれども、実態の調査、それから将来に対する期待みたいなものも含めた調査を、こういう場でも積極的に活用していただければ大変有り難いと思っておりますし、もし実施する際には、私どもとしても十分な御協力したいと思っております。よろしく願いいたします。

簡単ですが、以上でございます。

○大島座長 ありがとうございます。

コメント等ございますでしょうか。

○泉委員 ちょっと質問を。

○大島座長 どうぞ。

○泉委員 ありがとうございます。

今のお話の中で、カリキュラムの問題などについても触れられましたけれども、例えば企業サイドからいけば、司法試験の科目や、ロースクールの教育課程などについて、というのが望ましいと考えておられるのか、もう少し教えていただければと思うんですが。

○岡野委員 そういった観点、まだ私は具体的に、専門家でないので、断片的にお聞きしている範囲だということで御理解を頂きたいんですけども、やっぱり中身が、いわゆる裁判にかかわる教科とか内容に、偏っていると言うと失礼なのかもしれませんが。例えば企業に入

ってきて、M&Aをやるんだとか、国際的な経済活動も含めて、様々な経済活動をやることに、すぐなれるような形で入るような科目とかカリキュラムがまだまだ少ないのではないかと。教えていらっしゃる方も、大学の先生だけじゃなくて、弁護士の方も大分入っていらっしゃるようですけれども、どちらかというところと裁判向きの話が多くて、企業実態向きの話は余り前に出てきていないというお話をよく聞くもんですから。

これは読んだ本で書いてあった話なので、本当かどうか知りませんが、ハーバード大学なんか100年ぐらい前はそういう授業がたくさんあったのが、この100年で大分中身が変わってきたという本も何か日本でも出て、私もちょっと拝見したんですが、それと同じようなことをよく企業の方でおっしゃる方がいて、それだったら内製しちゃった方がましだよねと。内製というのは、法律的素養のある人を、入ってきて、大会社の中で育てれば済むわけですから。

ただ、大会社ばかりではないので、世の中は。やっぱり中小企業もありますし、そこまで自分たちで法務の専門家を育てるようなサイズでない企業の方が日本には多いわけですから、そういう方々がやっぱり活躍できる場をつくるには、もう少しその中身が、企業活動とか国際的な取引とか、そういうところに近いものがあるのもいいんじゃないかということの御意見です。

この辺は、実態どうなのかというのは、もちろん調査をさせていただけるのであれば、そういうことをさせていただくのが一番いいんじゃないかと思っております。

○泉委員 今の岡野委員の御発言に賛成です。法曹有資格者の活動や活躍の場を狭く裁判所に限定するのではなくて、もっと広く、まさに実社会、企業や国際社会を含めて、社会全般で活躍できることを前提にして議論をしていくべきだと思います。司法試験の科目に、企業的な部分や福祉的な科目を選択制で組み入れるとか、お医者さんが途中で外科や耳鼻科や精神科を選ぶように、司法修習の途中で、より高度な専門性を身につけていくというようなことだっただけで考えられると思いますし、その方が社会的ニーズと法曹有資格者とのマッチングにつながると思います。是非、裁判所中心主義ではなくて、社会全般で活躍できる法曹という観点から、議論できたらと思っています。

○大島座長 ありがとうございます。

それでは私から、海外展開という分野について幾つか簡単に申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたように、私自身は、法曹界というものとほとんど関係なかったのですが、WTO（世界貿易機関）において、各国間の貿易紛争について準司法的なのか、司法的なのか、裁判的な手続で紛争を解決する現場で、諸外国の法曹の方々のいろいろな仕事ぶりを目の当たりにしてきました。もちろん日本の関係者もおられたわけですが、

そういうときに接触した方々を見てみますと、彼らは単に貿易紛争だけではなくて投資関係にもかかわりがあります。そのような視点で日本の法曹関係者にとって日本の外にある活動分野にどんなものがあるかと考えてみると、まず、広い意味では国家間の国際法の話、最終的には例えばICJ（国際司法裁判所）に行くような問題があります。もちろんこれは昔からある問題でございます。これ以外には、もう少し現実的というか、実体経済に近い分野として、貿易紛争、投資紛争があります。これには国家間の場合もありますし、企業、法人が諸外国で投資したときにどういう紛争が起こるか、こういう話がございますので、諸外国の法曹の方はかなりこの分野で活躍しているという感じはしました。

それからさらに、もちろん個々の、個人の次元の問題として、諸外国で邦人の方が基本的な人権にからむ問題も含むいろいろな問題に直面するとき、日本の国として、政府として、あるいは一般的な法曹界の方として、どういうことができるのかどうかという分野があるのではないかと思います。

いずれにしても、先ほどちょっと岡野先生からもございましたように、グローバリゼーションと申しますか、日本の社会も世界の中にどんどん取り込まれて行っているの、接触局面が幅広く、深くなってきています。当然そこでいろいろな法曹的な問題が出てきているけれども、具体的にどのような性格の問題があるのかを把握することが大事であると思います。現実に関心のあるところとして、欧米の法曹関係者が、貿易問題、投資問題の分野において、紛争に至る前の段階からもちろん関わっているの、紛争に至る前の段階を含め法曹関係者についてどういう需要があるんだろうかを見ていくことが、日本の法曹関係者の活躍の分野の指標になるのではないかと考えます。

まず、どんな分野で需要があるのかを見ていくと、なぜ今までのところ日本が十分対応できていないのかという問題が出てくるし、そうすると、その次に、先ほどのロースクールのカリキュラムの問題になってくるのかもしれないし、そういうような先の問題も明らかになってくれば、まずは、一体何が起きているのかということ、もう少し腰を入れて調べて見てみた方がよろしいということになると思います。こういう意見交換の機会を頂いたものですから、これから海外ではどうなっているかを知ることから始めてゆきたいと思っています。

私の方からはそんなところでございますけれども、何かほかにもございますでしょうか。

○泉委員 大島座長にお伺いしたいのですが、私も弁護士ですが、日本の弁護士は、法律知識には詳しいけれども、海外関係における交渉力やコミュニケーション能力などにおいて果たしてどうだろうかというような声を聞くこともあるのですが、そのあたり、いかがでしょうか。

○大島座長 ある意味では大変難しい問題だと思います。国内の場合は全体像は承知していないのでなんとも申せませんが、諸外国との接触局面で法曹の方がどういう問題に当面するだろうかということは、実は法曹のみならず、今までの自分の経験を踏まえて、一般に諸外国と折衝・交渉等に当たるときに一番感じるのは、やはりまず相手が何を考えているかを理解することが大事だということだと思います。法曹の方であれば法曹の方として、どういう法律知識に基づいているかということが問題になりましょうが、さらに相手が何を考えているかということ、それを理解することが一番大事で、それは、最後のところはやっぱり語学を中心とした、相手国・相手国人について、どういう文化的な背景で生きているかということ、これを理解することではないでしょうか。つまり、語学がたとえできたとしても、相手のことがわかっていなければ棒を飲んだような交渉しかできないわけですから、やはり相手のことを理解することが一番大事だと思います。したがって、法曹というか、法律の世界に入っていくと、相手国の法律がどういう仕組みになっているのか、そういうことまで心得ないといけないのかなと思っています。

実際、私のささやかな経験で、なかなか難しいなと思ったのは、御承知のとおり、外国の法律体系というのは国によって違うものですから、一つの国のみ相手とするときでも大変なんです、複数の国が入ってくると、それぞれの国の法制度のバックグラウンドが違う、つ

まりよく言われていますのが大陸法とか英米法の違いなわけですから。そこまでもわきまえないといけないところも出てきますので、いずれにせよ、相手をよく知るといふことに尽きると思っています。

初回の意見交換としては私から見ますと新しい分野について問題意識が深まってきましたので、これからの意見交換に期待させていただきたいと思っております。また、意見交換だけではなく、具体的な行動にもつながるようなことも考えながら皆さんの御協力を得ながら進めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○小川部長 ありがとうございます。

今後、それぞれの分科会におきまして、活動領域の拡大に関する試行を実施していただきまして、その取組状況について分析・検討などしていただいた上で、この懇談会に御報告を頂くということをお願いしたいと思っております。

なお、11月12日に予定されております第3回の法曹養成制度改革顧問会議におきまして、法曹有資格者の活動領域について議論される予定ですので、その予定も踏まえた上で御議論いただければというふうに思っております。

それでは、時間は早いんですけども、予定の議事の方は全て終了いたしましたので、本日はここまでということによろしゅうございますか。

それでは、本日はここまでとしたいと思います。

次回は11月8日、金曜日、午後1時から、場所は法務省の第1会議室で開催いたします。詳細につきましては追ってお知らせいたします。

本日はどうもありがとうございました。次回からまたどうぞよろしく。

○大島座長 どうもありがとうございました。委員の方々及び事務局の方、いろいろ御尽力ありがとうございました。

—了—